

令和7年度

あなたのまちづくり活動を応援します！

みんなでつくるまち活動補助金募集案内

申請受付 4月21日（月）から5月16日（金）まで

長久手市
NAGAKUTE CITY

令和7年度 長久手市みんなでつくるまち活動補助金募集案内

1 制度の目的、目指すもの

長久手市では、地域課題を地域で解決する「市民主体のまちづくり」を推進しています。

そこで、長久手市では、市民活動団体等による新たな事業の実施や既存の事業の拡大を援助し、市民活動の活性化を目指します。

2 補助対象者

補助金の交付対象となるのは、市民活動団体、NPO法人、自治会、法人又は個人等です。

(1) 市民活動団体・NPO法人（要件の全てに該当）

ア 現に長久手市内で活動を行っている団体又はこれから活動を始めようとする団体

イ 規約、会則その他これに類するものを定めている団体

ウ 1人以上が長久手市内に在住、在勤、在学又は長久手市内で事業若しくは活動を行う者で構成されている団体

※暴力団、暴力団関係団体は除きます。

(2) 法人又は個人（要件のいずれかに該当）

ア 長久手市に在住、在勤又は在学の者

イ 長久手市に本店、支店、出張所、営業所、口上、事務所等を有する法人

※暴力団、暴力団関係団体及び市税の滞納者は除きます。

共通して、以下の要件のいずれにもあてはまらないことが前提です。

① 営利を目的として活動を行わない

② 宗教的活動を行わない

③ 政治的活動を行わない

3 補助の対象となる事業

補助対象となる事業は、次のすべてに該当する事業です。

(1) 公益を目的として、地域社会に貢献する事業

(2) 原則として誰もが参加できる事業

(3) 長久手市から他に当該事業に対する補助金や助成金を受けていない事業

(4) 補助事業を開始した同一の年度内に完了する事業

※なお、交付決定時に事業完了前（事業実施中）であれば、交付決定以前に着手している事業も対象になります。ただし、対象となる経費は令和7年4月1日から令和8年3月15日までに支出したものに限ります。

◆補助の対象とならない事業◆

- （１）団体及び個人の経常的な運営に係る内容であり事業性のないもの
- （２）特定の個人、団体又は構成員のみが利用する、又は利益を受ける事業
- （３）政治・宗教・営利を目的とする事業

4 補助の対象となる経費

科 目	対象となる経費
報償費	外部講師や専門家への謝礼金 ※《参考基準》各府省等が適用する謝金の標準支払い基準
	ボランティアへの謝金 移動時間や待機時間を除く実働時間 ①特に資格等が不要の場合 時間単価 500円以内 ※上限額 1人1日当り 1,000円以内 ②簡単な資格や条件が必要 時間単価 1,000円以内 ※上限額 1人1日当り 2,000円以内
旅費	交通費（ <u>任意の様式にて実費分である旨を証明すること</u> ）、宿泊費など。但し、団体の通常の活動に係る交通費、宿泊費などを除く。
需用費	消耗品費（ <u>1品3万円以下</u> ）。但し、個人で購入すべき物品は除く。
	食糧費（ <u>会議等で必要な最低限のお茶・菓子などの購入費のみ。</u> ）
	印刷製本費
	原材料費
役務費	通信運搬費（事業の実施に要する郵送料など。）
	保険料（作業参加者のボランティア保険など。）
委託費	特殊な技術、設備を必要とする、あるいは専門的な知識を必要とする事務事業を外部に依頼する費用（ 見積書必須 ） ※事業の全部を委託することは不可。団体でできることは、可能な限り自ら実施すること。
使用料及び賃借料	会場使用料 車両・機器等の賃借料など。但し、団体構成員の所有する車両・機器等に対する使用料及び賃借料を除く。

※《参考基準》各府省等が適用する謝金の標準支払い基準

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等
①	11,400	大学学長級	17年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長
②	9,800	大学副学長級			
③	8,800	大学学部長級			
④	7,900	大学教授級 1			
⑤	7,000	大学教授級 2	12年以上	工場長級	部長級
⑥	6,100	大学准教授級		部長級	
⑦	5,200	大学講師級	12年未満	課長級	課長級
⑧	4,600	大学助教・助手級		課長代理級	室長級
⑨	3,600	大学助手級以下 1		係長・主任級	課長補佐級
⑩	2,600	大学助手級以下 2		係員 1	課員 1
⑪	1,600	大学助手級以下 3		係員 2	課員 2
				係員 3	課員 3

◆補助の対象とならない経費◆

- (1) 団体内部講師等への謝礼金
- (2) イベント等における賞金、賞品等
- (3) イベント等で参加者に配布する啓発用品、参加賞等
- (4) 参加者個人が負担すべき教材費、材料費、交際費、食糧費
- (5) 団体の運営及び経常経費（事務所の家賃・光熱水費・人件費など）
- (6) 領収書などにより、支出の内容が確認できない経費
- (7) 通常の活動に係る交通費（視察、研修、イベント当日の交通費等は対象となります。）

5 補助率及び限度額

補助対象事業は、「3 補助の対象となる事業」で、団体または個人が持ち得るノウハウを活用し、地域課題を解決する創意工夫あふれる事業です。

補助率、限度額は以下のとおりです。なお、限度額は毎年度変更する可能性があります。

◆補助率◆

補助対象経費の10分の10。ただし、審査結果により補助率が変動します。

◆限度額◆

1件あたり100万円まで。ただし、審査結果により申請額に満たない場合があります。

※1 補助金額は1,000円未満切捨とします。

6 補助スケジュール

申請受付

4/21（月）～5/16（金）

受付時間：平日 8時30分～17時

地域共生推進課窓口に持参してください。

★交付申請 提出書類★

- ☐ 交付申請書 ☐ 事業計画書
- ☐ 収支予算書
- ☐ 団体概要書（規約・会員名簿等添付）
（事業者は次の書類も要提出）
- ☐ 履歴事項全部証明書（写し可）
- ☐ 長久手市内で営業活動を行っていることがわかる書類

● 必ず申請前に地域共生推進課へ事前相談を行ってください。

● 申請は1団体等につき、各年度1回とします。

● 申請書の書き方は、記入例を参考にしてください。

● 提出後に修正等をお願いする場合があります。

書類は、ホチキス等で止めずにお持ちください

書類審査
（第1次審査）

学識経験者、NPO実践者等による書類審査を行います。

1次審査結果通知

結果は、全申請団体に郵送します。なお、1次審査を通過した団体のみ、2次審査に進みます。

公開プレゼンテーション
(審査会)

審査会



2次審査結果通知
(交付決定通知)



事業の実施

●公開プレゼンテーション日程

6/28(土) 13時30分～

会場：福祉の家 集会室

詳しくは、「8 公開プレゼンテーション」をご覧ください。

結果は、2次審査に進んだ全団体に郵送します。

◆補助金の概算払請求◆

必要に応じて、補助金の概算払請求ができます。

◆事業内容の変更、中止◆

事業内容を大きく変更したり、中止したりする場合は、事前に地域共生推進課まで、ご相談ください。

◆領収書等の保管◆

補助対象経費については、領収書などを受け取り、実績報告の際に支出内容が確認できるようにしておいてください。

◆写真記録◆

実績報告や成果報告の際に活動の様子が分かるように、できるだけ写真記録をしてください。

実績報告

事業が完了したら、地域共生推進課まで、ご連絡ください。実績報告のご案内をします。

◆実績報告 提出書類◆

☐実績報告書 ☐収支決算書※領収書等を必ず添付 ☐記録写真、チラシなど

事業の評価

補助金確定

補助金請求・交付



成果報告会

実績報告の内容を確認し、補助金額を確定します。概算払で補助金交付を受けた場合は精算します。補助金の確定通知と交付請求書を送りますので、必要事項を記入の上、提出してください。請求書到着から2週間程度で指定口座に振込みます。

補助事業の成果を市民のみなさんに周知するため、3月に成果報告会を行います。事前に、ふりかえりシートをご提出いただきます。

7 審査

1次、2次審査ともに、学識経験者、企業及び市職員等の5名が審査委員を務めます。審査は、申請書類による書類審査および公開プレゼンテーションを通して総合的に評価します。

◆審査の基準◆

1 課題の把握

地域課題を適切に把握しているか。

2 公益性

特定の人だけが対象でなく、広く市民に開かれ地域社会に貢献するものか。

3 先駆性

表面化されていない新しいニーズ、または既存のニーズに対する新たな視点による取り組みであるか。

4 計画性

実現可能で無理のない事業計画であるか。具体性はあるか。

5 独自性

団体あるいは個人が独自に持つノウハウ、専門性、ネットワークを活用しているか。

6 ネットワーク

独自の事業ではなく、他の団体や企業等との連携を期待できるか。

7 費用の妥当性

事業の実施にあたり、妥当な支出項目、金額であるか。

8 事業の効果

事業実施により課題解決や地域活性化の効果が期待できるか。

9 継続性・発展性

波及効果や事業後の継続的な展開又は新たな展開が期待できるか。

8 公開プレゼンテーション

公開プレゼンテーションを行い、市民のみなさんや審査員に向けて、補助金を必要とする事業の内容について発表・説明していただきます。

日時 : 6月28日(土) 午後1時30分から (予定)

※プレゼンテーションを行う団体数により、開始時間が変更になる場合あり

場所 : 福祉の家 集会室

実施方法: 発表時間は、1団体あたり、7分間とします。(ただし、申請団体数によっては、発表時間を変更する場合があります。)

9 申請書類の提出、問合せ先

くらし文化部地域共生推進課（市役所西庁舎2階）

電話 0561-56-0602 メール kyousei@nagakute.aichi.jp

10 寄附のお願い

当補助金は、民間企業の皆様からの寄附である、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を活用して実施しております。

寄附をいただいた際には、企業様の意向を伺いたいと思っております。思いのある市民の活動にぜひご支援・ご協力をお願いいたします。

＜令和7年度寄付企業＞

・アラタマコーポレーション 200万円